

第2次古河市男女共同参画プラン
令和元年度男女共同参画年次報告書

第2次古河市男女共同参画プランは、一人ひとりの人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる男女共同参画社会の実現に向け、「古河市男女共同参画推進条例」に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。

本プランは市政のあらゆる分野に及び、その推進には全庁的な取り組みが必要です。本市では、各担当部署におけるプランの実施状況について把握し、その評価を行うことによって、総合的な取り組み状況や効果を確認しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきます。

◆平成30年度「第2次古河市男女共同参画プラン」実施状況（P.1～32）

1 事業の評価基準

下記判定区分に基づき、担当部署は取組ランクを【達成度】の観点から評価を実施しています。

【達成度】

取組ランク	数値目標設定
A	60～100%
B	30～59%
C	1～29%
D	0%

2 総合評価の結果

実施計画は、具体的施策72施策別担当部署数161ヶ所からなる事業で構成され、達成状況は下表のとおりです。

基本目標	具体的施策数	施策別 担当部署数	評価			
			A	B	C	D
I 「互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立」	14	36	32	3	1	0
II 「いきいきと働ける社会環境の整備」	18	33	27	6	0	0
III 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」	29	75	66	7	0	2
IV 「男女共同参画社会実現のための推進体制の充実」	11	17	9	8	0	0
計	72	延べ161	134	24	1	2
			83.23%	14.91%	0.62%	1.24%

※担当課欄の下段（〇〇課）は、平成30年度時の名称。

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立

計画目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 男女共同参画施策の総合的推進

I-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
「男女共同参画推進条例」の推進と「男女共同参画都市」の周知	「古河市男女共同参画推進条例」や本市が「男女共同参画宣言都市」であることを市民に周知し、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに男女共同参画に関する活動を積極的に行います。	○「男女共同参画宣言都市」であることを市民に周知するため10周年記念フォーラムを開催する。 ○まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間啓発活動により周知を図る。 ○人権・男女共同参画室所有図書及び専門書の活用	○男女共同参画週間に男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラムを開催 ・2/9(土)コスモスプラザ(参加者164名) ○イベント会場での啓発用品の配布 ・10/13(土)関東東・マンナカ祭り、10/28(日)さんさんまつり、11/3(土)古河よかんべまつり(協力者延べ人数44名、啓発用品配布数6,650個) ○市内店舗での啓発用品の配布 ・1/12(土)道の駅まくらがの里こが(協力者14名、啓発用品配布数1,500個) ○就学時健診を利用した保護者への啓発 ・10/15(月)名崎小、10/17(水)中央小、10/31(水)古河六小(協力者延べ人数21名) ・男女共同参画情報を小学校23校へ配布 ○男女共同参画関連図書を2冊購入	A	フォーラムでは國學院大學教授の水無田気流先生による講演の他、宣言文の唱和や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)による男女共同参画紙芝居を披露し、男女共同参画都市宣言の周知および男女共同参画への関心を深めた。また、古河市男女共同参画推進会議やゆめこらぼと協働し、イベント会場や市内店舗、就学時健診などの場において、市民や事業者へ啓発を行った。購入した図書は今後の事業の参考にする。	人権・男女共同参画室
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
市民意識等の定期的な把握	男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民及び事業所に対する意識等の把握をします。	○講演会、講座等の参加者へアンケート調査を行い、市民や事業所の意識等を把握する。	○講座、フォーラム等の参加者へのアンケート実施 ・11/11(日)男女共同参画講座「男が働かない、いいじゃないか!」(参加者20名) ・2/9(土)男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラム「『居場所』のない男、『時間』がない女」(参加者164名)	A	講座、フォーラム等の開催に併せてアンケート調査を行うことで、参加者の意識等を把握した。	人権・男女共同参画室

(2) 男女共同参画の視点に立った情報の提供発信

I-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	古河市男女共同参画週間(2月7日~13日)に合わせ、フォーラム・講演会・講座の開催、男女共同参画をテーマにした作品募集等を行い、市民の意識啓発を図ります。	○男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラムや講座を開催し市民の意識啓発を図る。 ○作品募集により市民の関心を高める。	○講座、フォーラム等の開催 ・11/11(日)男女共同参画講座「男が働かない、いいじゃないか!」(参加者20名) ・2/9(土)男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラム「『居場所』のない男、『時間』がない女」(参加者164名) ○作品募集の実施 ・一行詩「男女の詩」一行詩部門171作品、イラスト一行詩部門14作品、計185作品応募(最優秀賞各1作品、優秀賞各3作品)	A	男性の働き方の問題やジェンダーギャップをテーマとした講座、フォーラム等を企画し、市民の意識啓発を図った。また、作品募集では市内外より185作品の応募を集め、市民の関心を高めることができた。	人権・男女共同参画室
	広報紙及び市公式ホームページの活用や古河市男女共同参画情報通信の発行等を行い、事業所・団体・学校等との連携を図り、様々な形で男女共同参画の必要性が共感できる情報発信を積極的に行います。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し、幅広い世代へ情報を発信する。	○広報古河への掲載 ・計4回(9月、12月、1月、3月) ○お知らせページへの掲載 ・計4回(7月、10月、11月、2月) ○市公式ホームページへの掲載 ・作品募集や講演会、講座等の実施について随時掲載	A	広報古河を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの啓発について発信した。また、お知らせページや市公式ホームページを活用し、幅広い世代に男女共同参画事業の周知をした。	人権・男女共同参画室
	男女共同参画推進に関する国・県・他自治体等における研修や講演会等への市民参加を促します。	○各庁舎へチラシ等を設置する。 ○古河市男女共同参画推進会議委員、男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員へ情報を提供する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼 ○国・県・他自治体等の情報を古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員およびセミナー等参加者へ随時提供	A	チラシの設置や関係者への情報提供により市民に参加を促した。	人権・男女共同参画室
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
メディアにおける男女の人権尊重への働きかけ	男女の人権を尊重した情報発信の推進を図ります。	○情報発信の際、男女の人権を尊重した表現に配慮する。	○男女の人権を尊重した情報発信のため、言語等に配慮しながら表現の適正化に努めた。また広報内で使用するイラスト等についても配慮した。	A	目標に対する実績のとおり、文章やイラスト等、編集の際に最大の配慮を心掛けた。	シティプロモーション課(秘書広報課)

(1) 学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
人権尊重のための教育と男女平等教育・学習の充実	一人ひとりの人権意識を育むため、小中学生を対象とした人権教室を開催するとともに、中学生人権作文コンテストへの参加を奨励します。	○人権教室の開催 ○中学生人権作文コンテスト参加奨励関係機関や人権擁護委員古河部会との連携を図り、各小中学校に対して人権教室を実施する。	○人権擁護委員古河部会による人権教室 市内小中学校31校児童・生徒3,281名参加 ○中学生人権作文コンテスト 応募校数 10校 出品数 1,930点 人権作文審査会実施 ・期日 9/10(月) ・会場 総和第二庁舎会議室 I	A	他人への思いやりや労りの心といった人権尊重意識を養うことができた。 中学生作文コンテストでは茨城県大会で優秀賞・優良賞を受賞。	人権・男女共同参画室
	幼少期から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、人権を尊重した教育や保育を実施します。	○保育士が常に男女共同参画を意識して保育にあたる。	○保育をする上で、保育士が常に男女共同参画を意識し保育を実施した。	A	保育士が保育に当たる際、男女区別することなく保育を行った。	子ども福祉課
		○人権を尊重した教育や保育を実践し、男女共同参画の意識を醸成する。 ○児童生徒が、男女の性別にとらわれない役割意識を持たないよう、男子の家事参加意識の育成・女子の木工作業の実施など、家庭科及び技術・家庭科教育等の充実を図る。	○市内全小中学校において人権教育訪問を兼ねる計画訪問を実施し、教職員に対する男女共同参画意識の醸成を図った。 ○市内全小学校での家庭科及び市内全中学校での技術・家庭科において、男子の家事参加意識の育成や女子の木工作業等により、男女の役割意識にとらわれない教育の充実を図った。	A	人権教育訪問による男女共同参画意識の醸成や家庭科及び技術・家庭科教育における男女の役割意識にとらわれない教育の充実等、実施目標を達成できたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	○人権教育講演会の開催 市職員や教職員、市民参加のもとに人権に対する正しい理解と認識を持つことを目的とした人権に関する講演会を開催する。	○古河市人権教育講演会(古河市・教育委員会主催) ・期日 8/7(火) ・会場 とねミドリ館 ・講師 鈴木宏治氏 ・演題 「IT時代の落とし穴 ～スマートフォンやインターネットに潜む危険～」 ・参加者 人権擁護委員、市職員、教職員など568人	A	教育委員会との連携し人権教育の啓発の観点から講演会を実施した。	人権・男女共同参画室
		○市職員、教職員を対象とした、人権教育に関する講演会の開催を目指します。	○8/7(火)に市職員、教職員、市民を対象とした人権教育講演会を開催した。参加者は568人。	A	教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実が図られた。	生涯学習課
	市主催及び関係機関の研修や講演会等に参加するよう促し、保育現場での活用を図ります。	○研修に進んで参加する。	○平成30年度は、保育士の研修参加は0人でした。	C	次年度は業務の状況を見つつ、研修会等に参加するよう努めます。 (公立保育所長へ依頼済)	子ども福祉課
	男女共同参画の視点に立った教職員の研修等の充実を図ります。	○市内全小中学校に人権教育訪問を兼ねた計画訪問を実施し、男女共同参画意識を含めた人権教育について教職員に指導する。	○市内全小中学校における人権教育訪問を兼ねた計画訪問を実施し、教職員に対して、男女共同参画意識を含めた人権教育について指導した。	A	全小中学校に対して人権教育訪問を実施し、男女共同参画意識を含めた指導が実施できたため。	指導課
	県教育委員会・県教育研修センター主催による男女共同参画に関する講演会・研修会等への派遣を行います。	○県西地区人権教育研修会に市内全小中学校の人権教育主任を派遣する。	○平成30年度県西地区人権教育研修会に市内全小中学校の人権教育の中核となる教員を派遣し人権教育に関する理解を深めた。	A	平成30年度県西地区人権教育研修会に全小中学校の人権教育の中核となる教員を派遣し人権教育に関する理解を深めることができたため。	指導課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
性別にとらわれない指導等の充実	生徒が性別にとらわれず、個性と能力に応じて進路を選択できるような適切な進路・就職指導等を実施します。	○市内全中学校において、生徒が性別にとらわれず個性と能力に応じて進路を選択できるような、適切な進路・就職指導等を含むキャリア教育を推進する。	○市内小中学校において、様々な職業及び進路について、性別にとらわれない選択をできるような指導を推進した。	A	個性と能力に重点を置いた進路選択ができるような指導、支援を行うことができたため。	指導課
	小学校に理科教育支援員を配置し、科学への関心を高める授業を行います。	○市内全小学校に理科教育支援員を派遣し、理科の授業における観察・実験の準備や理科室の環境整備、備品管理棟を行うことで、科学的な体験の充実を図り、科学への関心を高める理科指導を推進する。	○市内小学校において、性別にとらわれない理科教育支援員の活動により、観察実験が充実し理科学習が充実した。	A	前年度に引き続き、全体的な支援だけでなく、個別のニーズに合った支援を行うことができたため。	指導課
	性別にとらわれない指導等の充実のため、人権教育指導資料を活用します。	○市内全小中学校において、性別にとらわれない指導等の充実のため、「みんなえがお 人権教育指導資料第38集」および「みんなえがお 人権教育指導資料第40集」の活用について、各種訪問等の機会を利用し指導する。	○人権教育訪問を兼ねた計画訪問や生徒指導訪問等において、性別にとらわれない指導等の充実のため、「みんなえがお 人権教育指導資料第38集」および「同 第40集」の活用について指導した。	A	各種訪問をとおして、性別にとらわれない指導等の充実について、人権教育指導資料の活用を指導することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
教育・保育等実践活動での男女共同参画の推進	学校・保育所等の行事運営やPTA・保育所等保護者会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	○保護者参加行事は、男女どちらでも参加できる行事を企画する。	○保護者参加行事企画の際は、父親が参加できるよう意識して運営に心がけた。	A	運動会など、男女どちらでも参加できる種目を取り入れている。	子ども福祉課
		○女性の参加が圧倒的に多い家庭教育学級活動において、父親の参加を促すため、父親学級の活動支援として補助金を交付することにより、開催を促します。	○父親の家庭教育学級を開催した学校が、全小中学校32校のうち2校と少なかった。	B	年度当初に開催する家庭教育学級担当者説明会等で、父親学級の開催を積極的にPRする。	生涯学習課
		○市内全小中学校において、PTA活動、児童・生徒会活動における男女が共同で参画できる活動体制の整備について指導する。	○市内全32校に対して、PTA活動や児童・生徒会活動における男女が共同で参画できる活動体制についての指導を行った。	A	市内全32校に対して、PTA活動、児童・生徒会活動における男女が共同で参画できる活動体制について指導する等、実施目標を達成することができたため。	指導課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供	市民を対象とした人権教育講演会や人権セミナーを開催します。	○人権教育講演会の開催 市職員や教職員と連携し、人権教育の一環として一般市民の人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目的に講演会を開催する。	○古河市人権教育講演会（古河市・教育委員会主催） ・期日 8/7（火） ・会場 とねミドリ館 ・講師 鈴木宏治氏 ・演題 「IT時代の落とし穴 ～スマートフォンやインターネットに潜む危険～」 ・参加者 人権擁護委員、市職員、教職員など568人	A	教職員と連携協力し、市内・市外から多くの参加者を集め、人権教育を実施できた。	人権・男女共同参画室
		○市職員、教職員と連携し、市民が興味・関心のある講演会・セミナー等の開催を目指します。	○8/7（火）に市職員、教職員、市民を対象とした人権教育講演会を開催した。参加者は568人。	A	家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供をすることができた。	生涯学習課
未就学児や小中学生の保護者を対象にした家庭教育学級の充実を図ります。	○小中学校等に対し、市独自の親学習プログラムを活用した家庭教育学級の開催を促します。	○幼稚園や小中学校において、親学習プログラムを使った家庭教育学級を開催した。	A	これまで実施していなかった私立幼稚園で親学習プログラムを実施した。	生涯学習課	
青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。	○定期街頭パトロール及び特別街頭パトロールを実施します。 ○古河、総和、三和各支部ごとに、特色ある青少年健全育成活動を実施します。 ○青少年相談員の研鑽のため、定期的に研修会を実施します。	○青少年相談員138人、特別青少年相談員1人 ○定期街頭パトロール ・古河支部 36回、総和支部 32回、三和支部 32回 ○特別街頭パトロール ・古河支部 8回、総和支部 10回、三和支部 8回 ○第20回関東東・マンナカ祭り（総和支部） ・10/13・14 青少年アンケート回答 482人 ○さんわ青少年フォーラム（三和支部） ・1/26（土）※中止：インフルエンザ流行 ○第7ブロック青少年相談員連絡協議会研修会 ・11/28（水） 相談員58人参加 ○視察研修 1/21（月） 栃木刑務所 相談員39人参加 ○環境浄化活動	A	青少年相談員を中心とした街頭パトロールなどを行うことで、青少年のための健全育成活動が推進された。	生涯学習課	
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女共同参画の視点に立った生涯学習講座・スポーツ・レクリエーション活動の支援	市民講師登録による生涯学習指導者登録情報の充実及び提供を図ります。	○市民の生涯学習の要望に応じ、指導者バンクの中から、積極的に講師の案内をします。 ○市広報やホームページを活用し、指導者登録情報の充実を図ります。	○指導者バンクの登録者の見直しを行い、最新の内容に更新。広報誌やホームページで広く市民に周知した。	A	登録者情報の見直しを行ったことで、生涯学習指導者登録情報の充実が図られた。	生涯学習課
	子育て中の親が安心して学ぶ機会を確保するため、一時保育付講座を開催します。	○市地域女性団体連絡会などの、子育て支援に関し積極的に取り組んでいる団体等に協力を依頼し、一時保育付きの生涯学習講座等を開催します。	○一時保育付きの生涯学習講座を開催し、参加者から好評を得ている。	B	託児スタッフの人数確保が課題である。	生涯学習課
	子どもから高齢者まで気楽に楽しむ、爽快感が味わえる生涯スポーツの普及に取り組み、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	○市民の健康の維持・増進を図るため、スポーツ・レクリエーションの事業を企画し、実行していきます。	○子供から高齢者、男女問わず楽しめるようニュースポーツ等のレクリエーション大会・教室を開催しました。 ・スポーツ教室の開催 前期18教室、後期18教室 参加者862人 ・第32回ウォークラリー大会の開催 6/2（土） 31チーム（参加者122人） ・体力測定会の開催 7/7（土） 参加者102人	A	市民の健康の維持・増進を図るために子供から高齢者まで気軽に楽しめるレクリエーション大会・教室を開催することができた。	スポーツ振興課

計画目標3 ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進

(1) 家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶

I-3-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
家庭内等で起こる暴力の防止と関係機関との連携	DVやデートDV防止と被害者保護のため、関係機関と連携を図り、意識啓発に努めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に合わせた啓発キャンペーンを実施します。	○「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて啓発活動を行い、市民への周知を図る。	○キャンペーン期間中に、市内の子育て支援施設及び公共施設、合計26施設にポスター及び啓発グッズを設置し、女性に対する暴力の防止を啓発した。 ○「デートDV講演会」の実施(2部制) (1部) 市内教職員等23名参加 (2部) 古河第三高等学校生徒等707名参加	A	キャンペーン期間中の啓発活動の他にも、新たな事業として、高校生と教職員等に対して、デートDVの講演会を実施し、知識の普及ができた。	子ども福祉課

(2) セクシュアルハラスメント防止対策の推進

I-3-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職場・学校・地域活動における防止対策の推進	あらゆる世代に対しセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等が人権侵害であることを意識づけるための啓発活動を行います。また、事業所がハラスメント対策に取り組むよう働きかけます。	○各庁舎へ関連チラシ等を設置する。 ○事業所へ情報を提供する。	○各庁舎へ随時チラシの設置を依頼 ○工業会(アドレス登録企業18社)へ情報提供	B	各庁舎でのチラシ設置やメールアドレス登録企業への情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。今後は事業所への情報提供を積極的に行っていく。	人権・男女共同参画室

(3) 被害者の保護や支援体制の充実

I-3-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
被害者に対する相談体制の充実	各相談窓口及び関係機関との連携を図り、早期問題解決につなげます。 (人権相談・女性相談・家庭児童相談・法律相談)	○常設及び特設の人権相談窓口を開設する。 関係先機関と連携し相談体制の充実を図り、人権問題の早期解決に向け、基本的な人権の実現を目指す。	○人権擁護委員による人権相談 ・定例人権相談 実施 5.9.11.3月の第2水曜日 13:00～15:00 会場 古河・総和・三和庁舎 ・特設人権相談 人権擁護委員の日に係る相談 実施 6/1(金)10:00～15:00 会場 古河・総和・三和庁舎 人権週間に係る相談 実施 12/5(水)三和庁舎10:00～15:00 会場 古河・総和・三和庁舎 ○人権啓発街頭キャンペーン 実施 11/17(土)10:00～12:00 会場 まくらがの里こが道の駅 ○子どもの人権SOSミニレター ・市内小中学校児童生徒全員に配布	A	関係機関や人権擁護委員古河部会との連携を図り、人権相談における窓口を開設することにより人権問題解決への体制を確立した。また街頭キャンペーン等を行うことにより市民に対し人権意識の高揚と正しい理解を図ることができた。	人権・男女共同参画室
		○相談窓口を設け、市民の相談に応じる。相談者のニーズを把握し、早期問題解決につなげる。	○自立生活支援相談員を4人配置し、関係機関と連携し、問題解決に取り組んだ。 ・30年度新規相談件数:女性相談78件、家庭児童相談169件	A	相談員が市民相談に応じ、関係機関等と連携を図り、相談者の問題解決に繋ぐことができた。	子ども福祉課
		○市民生活上のトラブルや悩みごとが多岐にわたっていることから、相談窓口を設け市民の相談に応じる。	○法律相談を年間48回、3会場で実施している。(相談件数 309件/年)	A	弁護士からのアドバイスを受ける法律相談は、相談者の問題解決へのきっかけとなっている。	市民総合窓口課
		配偶者暴力相談支援センターを中心に、離婚・DV・子育てに関する相談事業を充実するとともに、市民への周知を図ります。	○相談窓口を周知し、市民の相談に応じる。	○広報古河のお知らせページの各種相談の中にDV相談を明記し、相談先を市民に周知した。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に合わせて、市内の子育て支援施設及び公共施設合計26か所にポスター及び啓発グッズを設置し、市民へ周知を行った。	A	広報誌やキャンペーン期間を利用して相談窓口を市民に周知できた。

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
被害者の保護や自立支援のための関係機関との連携強化	県の婦人相談所、警察署、一時保護所等、公的機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を行います。	○相談技術のスキル向上を図ることによって、相談業務を円滑に行う。	○県で実施する研修だけでなく、内閣府主催の研修に参加し、相談技術のスキル向上を図り、相談業務に生かすことができた。	A	各種の専門研修に参加し相談技術のスキルの向上を図ることができた。また、関係機関と緊密に連携を図ることができた。	子ども福祉課
	DV及びストーカー行為等の被害者の保護のため、関係機関等と連携を図り、住民基本台帳事務における支援措置を行います。	○被害者の保護や支援のため関係部署と密に連絡を取り合い、情報の共有をして対処する。	○「配偶者暴力防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「その他準ずるケース」による支援を実施している	A	被害者の保護や自立支援の為関係機関等と密に情報を共有し対処する事ができた。	市民総合窓口課
	広報紙・市公式ホームページ・イベントによる周知や関係機関との連携を強化し、被害者への支援体制の充実を図ります。	○啓発チラシ配布による市民への周知。 ○広報誌や市公式ホームページ等による市民および事業所への周知。	○犯罪抑止活動を推進するため、青色防犯パトロール活動を計画的に実施した。 ○古河市被害者支援連絡協議会（市・警察署）が中心となり、広報活動、街頭キャンペーンを実施した。	A	パトロールの計画を定め、目標通り事業を実施した。 目標通り、強化期間に、キャンペーンを実施した。	交通防犯課

基本目標Ⅱ いきいきと働ける社会環境の整備

計画目標1 雇用の場における男女平等の実現

(1) ポジティブ・アクションによる男女の均等な機会の確保

Ⅱ-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
事業所における男女の均等な機会の確保及び啓発活動の実施	ポジティブ・アクションの更なる推進等による職場における男女間格差の解消に向け関係機関と連携し、積極的に事業所への広報・啓発に努めます。	○国・県からの情報を随時提供し啓発を図る。	○各庁舎へ事業所向けチラシの設置を随時依頼 ○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジン、事業所向けセミナー情報、男女共同参画通信を転送26回	B	各庁舎でのチラシ設置やメールアドレス登録企業への情報提供を行うことで、事業所へ啓発を行った。今後は事業所のニーズに合った情報提供や、工業会会員企業およびその他企業へメール登録の依頼を積極的に働きかける。	人権・男女共同参画室
		○関係機関と連携しながら、事業所へ広報・啓発をする。	○市広報紙等により市民・事業所等へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレット・チラシ等の配布や広報等による周知により、事業所における男女の均等な機会の確保に対する啓発に努めた。	商工政策課
	事業所に対しトップセミナーやリーダー研修等への参加を促し、事業所における方針・決定の場に、女性が多く参画できるよう働きかけます。	○トップセミナー等の研修への参加を促す。	○各庁舎へ事業所向けセミナー等のチラシの設置を随時依頼 ○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジン、事業所向けセミナー情報、男女共同参画通信を転送26回	B	各庁舎でのチラシ設置やメールアドレス登録企業への情報提供を行うことで、事業所へ働きかけた。今後は工業会会員企業およびその他企業へメール登録の依頼を積極的に働きかける。	人権・男女共同参画室

(2) 各種法律・制度の周知及び関係機関との連携

Ⅱ-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの関係法令や、各種制度の周知及び関係機関との連携	国・県・関係機関等から「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「女性活躍推進法」等の情報を収集し、事業所・団体等へ周知及び啓発を行います。	○国、県等からの情報を提供し、法令や制度等の周知を図る。	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジン、事業所向けセミナー情報、男女共同参画通信を転送26回	B	メールアドレス登録企業への情報提供を行うことで事業所へ周知及び啓発を行った。今後は工業会会員企業およびその他企業へメール登録の依頼を積極的に働きかける。	人権・男女共同参画室
		○関係機関と連携しながら、事業所・団体等へ周知・啓発をする。	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民・事業所等へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレット等の配布や広報等による周知により、各種法制度の周知に努めた。	商工政策課

(1) 農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
農業や商工業等の自営業における男女共同参画の促進	国・県・関係機関等から情報収集・提供を行い、古河商工会議所・古河市商工会女性部の活動を支援します。	○古河商工会議所・古河市商工会女性部の活動を支援をする。	○第20回古河関東ド・マンナカ祭りにおける運営委員として参画していただいた。他にも、古河商工会議所、古河市商工会を通じて補助金等の間接的支援を行っている。	A	古河関東ド・マンナカ祭りの運営委員等を通じて、女性部と密に連携を取った。また、補助金等の間接的支援を行った。	商工政策課
	国・県・関係機関等から情報収集・提供を行い、中小企業のための低利融資制度の充実を図ります。	○中小企業のための低利融資制度の継続を図り中小企業金融の円滑化を図る。	○自治金融、振興金融の融資のあっせん、保証料及び利子の補給を行った。	A	低利融資制度を通じて、中小企業金融の円滑化を図った。	商工政策課
	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるように、女性農業者の育成を図ります。	○関係機関と連携し、女性農業者育成事業を支援していく。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・農産加工講座 1回開催 ・農村女性講座 3回開催 ○女性農業者会坂東支部主催 ・「ドリームアグリカルチャー」 1回 若手女性農業者団体「桃HANNA☆」 ・会議 研修回 12回	A	ほぼ例年どおりの成果。継続して、坂東地域農業改良普及センターと連携を図り、女性講座の開催、受講生の募集を行っている。	農政課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
家族経営協定の締結の促進	家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう家族経営協定の締結を促進します。	○関係機関と連携し、経営体増加を目的とした説明会等の啓発活動を実施していく。	○家族経営協定の推進 ・122経営体 ○農業経営への女性参画を推進する女性団体(パートナーシップ活動推進委員会)への支援 ・会議 研修 講座 9回開催	A	更に推進を図るための取り組みとして、啓発活動を行っていく必要がある。	農政課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性農業者等への支援	経営能力向上のための講座の開催及び情報の提供を行い、農村女性大学等の参加促進や女性農業者の海外体験研修への参加を促します。	○関係機関と連携し、継続して経営向上を目的とした講座・研修を実施していく。	○坂東地域農業改良普及センター主催 ・複式簿記の理論コース 3回開催 ・パソコンによる簿記帳実践コース 11回開催 ・「アグリセミナー」の講座 10回開催	A	ほぼ例年どおりの成果。継続して、計画的に経営能力向上のための講座を開催し、受講生の募集を行っている。	農政課

(2) 女性の継続就業の支援

II-2-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク（公共職業安定所）等との連携を図り、求人情報の提供に努めるほか、スキルアップへの取り組みを支援します。	○ハローワーク（公共職業安定所）等との連携を図り、求人情報の提供に努める。	○各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布及び掲示板の更新（毎週）を行った。	A	隔週、各庁舎に求人情報を掲示した。	商工政策課
	女性の就業機会を高めるため、委託事業等による再就職のための支援やパートタイム就労希望者等に対する相談及び情報の提供を行います。	○県・国から提供されたパンフレット等を周知する。	○市ホームページにハローワーク古河「マザーズコーナー」のお知らせを案内するなど市民への周知を行った。	A	女性の就業機会を支援するために、積極的に情報提供を行った。	商工政策課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
待機児童の解消	「古河市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育所の開園や移転改修を行い、公立保育所の定員を増やし、待機児童解消を目指します。	○昨年度からの継続事業である上辺見保育所の移転改築工事を進め、平成30年4月の開所を目指します。	○上辺見保育所の移転改築工事が完了し、平成31年4月から開所した。	A	旧上辺見保育所と比べ利用定員が60名増え、180名の施設となり、待機児童解消の一翼を担える施設が開所できた。	子ども福祉課

(3) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

II-2-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
労働時間短縮等の労働環境の整備	男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制など環境整備についての情報提供を行います。また、「働く女性の家」等、勤労者のための施設の活用を図ります。	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知 ○市広報紙等による市民への周知 ○働く女性の家において、平日夜間に開催する講座を開設	○働く女性の家において、平日夜間に開催する講座を開設 ・12講座 100回	A	勤労者向けの講座の充実を図ることにより、男女共同参画社会の実現に努めた。	商工政策課

(1) 仕事と生活の両立支援

II-3-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
一人ひとりの生活様式に合わせた柔軟な働き方が可能な職場環境づくりの促進	テレワークやフレックス制度などの情報を提供し、一人ひとりのライフイベントや生活様式に合わせた柔軟な勤務制度への理解を深めます。	○個人のライフスタイルに応じた柔軟な働き方に関する情報を提供し、理解を深める。	○各庁舎へ事業所向けチラシの設置を随時依頼 ○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジン、事業所向けセミナー情報、男女共同参画通信を転送26回	B	各庁舎でのチラシ設置やメールアドレス登録企業への情報提供を行うことで、事業所へ働きかけた。柔軟な勤務制度の普及について積極的に事業所・団体のトップ層へ働きかけていく。	人権・男女共同参画室

(2) 仕事と育児・介護の両立のための環境整備

II-3-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発	仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭両立支援セミナー等を開催します。	○仕事と家庭生活等の両立支援を行う講座等を開催する。	○ワーク・ライフ・バランスをテーマとした職員および男女共同参画推進会議委員向け研修の開催 ・7/18(水)「我が家の家事・育児バランスチェック！」(参加者86名)	A	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした研修を行い、仕事と家庭生活との両立に関する意識啓発を行った。	人権・男女共同参画室
	介護に関する情報提供や介護する家族の負担軽減のための講座等を実施します。	○在宅介護支援センター等に委託し年12回実施予定。介護方法等の講習会や介護者交流会を実施し、介護者の負担軽減を図ります。	○介護方法の習得および介護者同士の交流や情報交換ができる場として、介護支援講座を実施(年12回・延べ229人参加)。広報にて毎月周知しました。	A	介護支援講座を実施し、介護者同士交流しながら学ぶことができた。	地域包括支援センター
	3年に1回、「みんな笑顔で介護保険」(パンフレット)を作成し、全戸配布するとともに、窓口において、介護申請の方法やサービスの内容について、本人や家族に情報提供を行います。	○介護事業計画策定の翌年度に(3年に1回)介護制度の案内用パンフレットを作成します。パンフレットは全戸配布するとともに、窓口において、介護申請の方法やサービスの内容について丁寧な説明を行います。	○介護保険制度の改正を盛り込んだパンフレット60,000部を作成。(3年分) 8月号の広報配付時に全戸配布しました。 介護サービスの説明、出前講座の資料として活用し、市民の方に広く周知することができました。	A	介護保険パンフレットを作成し、全戸配布を行いました。介護申請の方法やサービスの内容についての案内は各窓口において丁寧に行い、本人や家族にわかりやすい情報提供を行っています。	介護保険課
	妊娠初期から、妊娠・出産に関する相談しやすい体制を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	○すこやかな妊娠生活と安心して出産・育児を迎えられるようにする。 ○母親同士の交流を図り、育児不安を軽減する。	○マタニティスクールの開催 ・回数：年5コース(1回コース 2回) ・参加人数：延べ65人 ・内容： 【妊娠編】妊娠中の過ごし方、栄養、妊婦体操、呼吸法 【育児編】産後の生活と赤ちゃんの保育、先輩ママとの交流	A	妊婦同士や先輩ママとの交流により、「妊娠・出産に前向きな気持ちになった、不安が軽減された」との声が聞かれ、効果がみられている。	健康づくり課
事業所等における育児・介護休業制度の利用の促進	男性中心型労働慣行等の見直しの広報活動を行い、男性の育児・介護休業取得を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス研修会やリーダー研修会等の機会を捉え、事業所・団体等へ働きかけます。	○他団体等で開催する事業所向けの研修について周知する。	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジン、事業所向けセミナー情報、男女共同参画通信を転送26回 ○男女の働き方の問題やジェンダーギャップをテーマとした講座、フォーラム等の開催 ・11/11(日)男女共同参画講座「男が働かない、いいじゃないか！」(参加者20名) ・2/9(土)男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラム「『居場所』のない男、『時間』がない女」(参加者164名)	A	メールアドレス登録企業への情報提供のほか、男女の働き方の問題やジェンダーギャップをテーマとした講座、フォーラム等を開催し、男性中心型労働慣行等の見直しについて意識啓発を行った。	人権・男女共同参画室
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知し、併せて市広報紙等による市民への周知することにより、研修会への参加を積極的に促す。	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等で研修会等の開催を掲載することにより市民へ周知し、参加を促した。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、育児・介護休暇取得促進に努めた。	商工政策課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
多様な保育サービスの充実と子育て支援	延長保育・特定保育・一時保育・休日保育・病児・病後児童保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	○民間保育園のうち、延長保育・一時保育・病児病後児保育等を実施した園に対して補助金を交付する。	○延長保育補助金を私立保育園7ヶ所に交付 ○一時保育補助金を私立保育園11ヶ所に交付 ○病児病後児等補助金を私立保育園3ヶ所に交付	A	一時預かりや延長保育などを実施している施設に対し補助金を交付することで、保育サービスの充実を図ることができた。	子ども福祉課
	地域において、子育ての相互支援を行うため、ファミリー・サポート・センター事業の充実及び地域子育て支援事業の促進を図ります。	○ファミリー・サポート・センター事業の充実、地域子育て支援センターの充実。	○ファミリー・サポート・センター事業 ・施設利用者数2,586人（延べ人数）、施設サービス利用時間16,220時間（延べ時間） ○地域子育て支援事業 ・公立3ヶ所、私立4ヶ所	A	ファミリー・サポート・センターの利用者数も前年度より増加しており、子育て支援の充実に寄与することができた。	子ども福祉課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
介護サービス体制の充実	市民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する支援を効果的・効率的に実施することを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業をスタートします。また、介護状態にならないための、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域住民の主体的な介護予防の育成・支援を行います。	○要支援者及び事業対象者等の自立に向けた効果的・効率的な支援を提供します。また、当該事業の制度内容と並行して、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域住民の主体的な介護予防の育成・支援を行います。	○介護予防・日常生活支援総合事業において、予防給付として通所サービス及び訪問型サービスを実施しました。介護予防出前教室（参加者延686人）やさわやか教室（参加者延1,364人）・シニア運動教室（参加者延270人）・シルバーリハビリ体操教室（指導士延3,074人・参加者延14,246人）等の実施を含め、介護予防のためのキャンペーン等を行い介護予防の普及啓発に努めました。また教室終了後に自主グループ化することで、介護予防活動を継続できるよう支援しました。	A	要支援者等の自立に向けた効果的な支援として、予防給付のほかに市独自のサービスとして3種類のサービスを提供し、介護予防に関する様々な取り組みを実施しました。	高齢福祉課
	介護を必要とする市民の相談や情報提供などを実施し、要支援者等のニーズに応じた適切なマネジメントやサービスの調整を図ります。	○介護が必要となった高齢者（要支援認定者・事業対象者）に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを通し、自らの能力を生かし、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるように支援します。またその家族への相談支援を行います。 ○介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携を図り、個々のニーズに応じた介護サービス体制の充実を図ります。	○介護を必要とした高齢者に対する、ケアマネジメント支援およびその家族への介護に関する支援を実施しました。 ○多職種・多機関の連携体制の構築のための医療・介護職を対象に協議会や研修会の開催（年3回：延292人参加）の他、認知症ケア向上研修会（年1回：延91人参加）、ケアマネジャー向けの研修会（年2回：延64人参加）の開催し専門職の連携推進と質の向上を図りました。また、地域ケア会議を通じ、地域課題・必要なサービス等の検討を行いました。	A	個々の高齢者や家族への支援および介護サービスの体制の充実に向けた会議や研修会の実施にて、多職種・多機関との検討が実施できた。より地域の実情に合わせた体制づくりを目指したい。	地域包括支援センター
	介護に関する相談を行い、随時情報提供を行います。また、3年ごとに市民のニーズを把握し、「介護保険事業計画」を策定します。	○介護に関する相談を行い、随時情報提供を行います。また、介護計画で定めたサービス内容の充実を推進していきます。	○介護に関する相談・問い合わせに応じて、介護保険法に基づいたサービス利用等の情報提供を行いました。また、第7期介護保険事業計画の進捗管理を行い、サービスの充実に努めました。	A	市民のニーズや現状を把握し、介護サービスの充実に努めました。	介護保険課

(3) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

II-3-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
事業所における働き方の見直しの促進や、先進的取り組み等の情報の提供	仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の情報収集・提供を行い、男女を問わず就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の見直しについて、普及・啓発に努めます。	○ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所や関連する情報の紹介を行い、働き方を見直す機会を提供する。	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジン、事業所向けセミナー情報、男女共同参画通信を転送26回	B	メールアドレス登録企業への情報提供を行うことで働き方の見直しについて普及・啓発に努めた。 市内でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいく事業所を把握する。	人権・男女共同参画室
		○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知し、併せて市広報紙等による市民への周知を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めてもらう	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。また、市広報紙等により市民へ周知した。関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	パンフレットの配布や広報等による周知により、育児・介護休暇取得促進に努めた。	商工政策課

(4) 男性にとっての男女共同参画の推進

II-3-(4)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
性別による固定的役割分担意識の解消や、働き方の見直しによる男性の地域・家庭への参画の促進	性別による固定的役割分担意識の解消や男性中心型労働慣行等の見直しを行い、男性の地域・家庭への参画を促進するとともに、男性のロールモデルを発掘し、活躍事例を積極的に発信します。	○固定的役割分担意識の解消や男性中心型労働慣行等の見直しを推進する講座等を開催する。 ○地域や家庭へ積極的に参画している男性を紹介し、男性の意識啓発を図る。	○男性の働き方の問題や固定的役割分担意識の解消をテーマとした講座の開催 ・11/11(日)男女共同参画講座「男が働かない、いいじゃないか!」(参加者20名) ・2/9(土)男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラム「『居場所』のない男、『時間』がない女」(参加者164名)	A	男性の働き方の問題や固定的役割分担意識の解消をテーマとした講座を開催し、固定的役割分担意識の解消や男性中心型労働慣行等の見直しについて発信した。	人権・男女共同参画室

(1) 女性の人材発掘と情報収集・提供

II-4-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性の人材発掘と情報収集	市の政策・方針決定の場への女性の参画実現を目指すため、市政に関心を持ち、市の審議会等の委員として活動意欲のある人の、女性人材バンクへの登録を促進します。	○女性の人材について、他課と連携し把握に努める。	○多課と連携し、女性団体及び代表者を把握	B	庁内での情報共有を行い、女性団体及び代表者を把握した。今後は女性バンクの登録促進を実施する。	人権・男女共同参画室
女性の人材を育成するための研修機会の提供	女性の人材を育成するため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会等の情報を提供します。	○各庁舎へチラシを設置する。 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員へ情報提供する。	○各庁舎へチラシ設置の依頼 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）会員への情報提供 ○県女性プラザ講演会への参加 ・10/27(土)「違うから面白い、違わないから素晴らしい」講師：宮本亜門氏（参加者13名）	A	国や県主催の研修機会等の情報提供のほか、県女性プラザ主催の講演会へ参加した。今後も女性の人材育成を目指すため講演会への参加や視察研修を実施する。	人権・男女共同参画室

(2) 女性のチャレンジ支援の推進

II-4-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性の起業・経営能力向上支援の推進	女性の能力発揮を支援する制度や起業・経営能力向上セミナー等の情報提供を行います。	○各庁舎へ関連チラシ等を設置する。 ○事業所へ情報を提供する。	○各庁舎へ関連チラシの設置依頼 ○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジン、事業所向けセミナー情報、男女共同参画通信を転送26回	A	各庁舎でのチラシ設置やメールアドレス登録企業への情報提供を行った。今後もチラシ等で情報を提供し、国・県・他自治体等へのセミナーに参加する。	人権・男女共同参画室
	古河商工会議所、古河市商工会と連携して創業に関する相談窓口となり、関係機関や各種制度を紹介し、女性の起業・経営能力向上を支援します。	○古河商工会議所、古河市商工会と連携し、創業に係る関係機関や各種支援制度について紹介を行い、女性の起業を積極的に支援する	○創業支援セミナーを開催し、創業を計画する女性の知識習得を支援した。	A	創業支援セミナーを通じて、女性起業家の支援を積極的に行った。	商工政策課

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

計画目標1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

(1) 女性の政治への参画促進

Ⅲ-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性の政治への参画促進	女性の政治への関心と参画を促すための情報を提供し、意識の高揚に努め、市議会への傍聴の促進を図ります。	○各庁舎へチラシを設置する。	○各庁舎へ関連チラシの設置依頼	B	各庁舎への関連チラシ設置により促進を図った。 今後は情報提供だけでなく積極的な情報発信を行う。	人権・男女共同参画室
		○議会だより、ホームページに会期日程と併せて傍聴内容を掲載及びホームページに会議録等の市議会の記録を掲載します。また、インターネットによる議会本会議・委員会のライブ中継及び録画配信により、市議会への関心を促します。 ○議場コンサートを開催し、市民が気軽に議会へお越しいただける親しみやすい議会を目指します。	○平成30年傍聴者数実績 男性：135人（H29年：143人） 女性：99人（H29年：146人） ○古河市ホームページ 市議会の審議結果等、速やかに更新している。 ○インターネット中継 議会本会議、常任委員会に加え、予算・決算特別委員会におけるライブ中継及び録画配信も開始した。 ○議会だより インターネット中継の案内や次回定例会の会期日程等を掲載している。 ○議場コンサートの傍聴者数 平成30年第2回定例会：23人 平成30年第3回定例会：34人 平成30年第4回定例会：10人 平成31年第1回定例会：19人	A	議会本会議、常任委員会に加え、予算・決算特別委員会においてもインターネット中継を開始し、さらに、議会だよりやホームページで傍聴の案内を掲載することにより、傍聴の促進を図っている。 また、議場コンサートには、多くの女性の方に出演していただいている。	議会事務局
	○市内イベント会場にて選挙啓発活動を実施し、女性を含め有権者の政治、選挙への意識の高揚を図る。	○「平成31年古河市成人式典」及びイベント会場において選挙啓発活動を行い、女性有権者や古河市明るい選挙推進協会の女性会員の政治への関心を促した。また、栃木市選挙管理委員会の視察を実施し、会員の意識の向上を図った。	B	実施方法、回数等を見直し、更なる活動が必要のため。	選挙管理委員会	
	女性の市政に対する関心を高めるとともに、多様な意見や提言を市政に反映させる機会を設けます。	○市長との意見交換会を実施する。	○古河市男女共同参画推進会議委員と市長による意見交換会の実施 ・10/5(金)	A	委員の意見や考えを市長に直接提言することができた。	人権・男女共同参画室
議会報告会の開催や市議会議員等との意見交換会等を通し、市政についての理解を深め、多様な意見や提言を市政に反映させます。	○継続的な議会報告会の開催をはじめ、市民アンケートの実施や、各党派における市民との意見交換・議会活動報告などを推進し、市民に身近な議会づくりを目指します。	○古河市議会全体としての議会報告会は開催できなかったが、政務活動費を活用して、市民への参加を呼び掛けたセミナーの開催や議会活動報告などを2党派が実施した。	A	悪天候により当初の予定通りにセミナーが開催できなかったが、日を改めて行うなど、活動の面においても積極的だった。	議会事務局	

(2) 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

III-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
各種審議会等への女性委員の積極的登用	各種審議会・委員会等への女性委員の登用を促進し、平成32度までに女性委員の割合を35%とするよう努めるとともに、女性委員ゼロの審議会等の解消を図ります。	○庁議や庁内イントラネットを活用し、各課へ女性委員の登用を促す。	○庁内へ審議会等の女性委員数について調査を依頼(登用状況26.2%H30.4.1現在) ○庁内へ審議会等の女性委員の積極的な登用について依頼	B	庁内で連携して女性委員数について調査を行い、積極的な登用について依頼した。 今後も継続して庁内へ女性委員の積極的登用を促し、女性の意見や考えを反映できるよう働きかける。	人権・男女共同参画室
	女性の市政への参画促進と、幅広い市民の意見を反映させるため、各種審議会等の公募委員の割合拡大を促します。また、各種団体等における女性代表の就任促進を図ります。	○庁議や庁内イントラネットを活用し、各課へ公募委員の割合拡大、女性代表の就任促進を促す。	○庁内へ審議会等の公募委員の有無、女性代表の就任状況について調査を依頼 ・市民公募を行っている審議会等の割合 7/29 (24.1%) ・女性委員不在の審議会等の割合 2/29 (6.9%)	B	庁内で連携して審議会等の公募委員の有無、女性代表の就任状況について調査を行った。 今後は庁内へ公募委員の割合拡大や女性代表の就任を促し、女性の意見や考えを反映できるよう働きかける。	人権・男女共同参画室
	各種審議会等における女性委員参画状況調査を行い、公表します。	○広報紙、市公式ホームページ等を利用し市民へ公表する。	○女性委員登用調査を各課に依頼 ○第2次古河市男女共同参画プラン平成30年度男女共同参画年次報告書にて参画状況を公表 ○広報誌にて女性委員の参画状況について掲載 ・広報古河6月号	A	庁内で連携して参画状況の調査および公表を行った。	人権・男女共同参画室

(3) 市政への男女共同参画の促進

III-1-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
市政への男女共同参画の促進と提言機会の充実	広報紙及び市公式ホームページ等により、市政に関する情報の提供を充実します。	○広報紙等に継続的に市政の情報を掲載し、より分かりやすい情報提供に努める。	○より分かりやすい情報提供のため、簡潔で明瞭な文章とイラスト等を用い、市政情報を発信した。	A	市民に必要な情報を、分かりやすく親しみやすい表現で広報紙に掲載している。	シティプロモーション課 (秘書広報課)
	重要な計画の策定時などにおける、パブリックコメントを実施します。	○市民の意見の収集	○平成30年度策定計画のうち5件についてパブリックコメントを実施した。 古河市地域公共交通網形成計画 他4件	A	策定段階で適正に実施されたため。 /より多くの意見を収集するため、周知方法や実施場所について検討する。	企画課
	市民による自主的かつ主体的な活動に基づく市民自治によるまちづくりの推進を目的として、市民と意見交換を行い、市民の市政への参加及び行政との協働を図ります。	○行政自治会と連携し、定期的に地域の課題等について聞き取りなどを行い、地域との連絡調整を図る。	○行政自治会会議や窓口等において、各自治会や行政区等地域における現状や行政に対する意見などを伺い、必要に応じて関係各課へ取り次ぎ、市政に活かした。	A	会議や窓口等での聞き取り等を通じ、行政自治会と連携して、行政との連絡調整が図られた。	市民協働課
	市民からの意見・要望などを受付し担当部署との連絡調整を行います。	○市民からの意見・要望に対する対応と解決	○市民からの意見・提案等について、市ホームページ・投書箱・電話などで受付し、担当部署と連絡調整を行っている。	A	担当部署との連絡調整が確実に実施された。	市民総合窓口課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
「女性活躍推進法」に基づく民間企業への働きかけ	事業所に対して「女性活躍推進法」について周知し、事業主行動計画を策定するよう啓発を行います。	○事業所へ情報の提供を行う。	○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンおよび事業所向けセミナー情報の転送14回	B	メールアドレス登録企業へ女性活躍推進法についての情報提供を行った。 情報提供だけでなく積極的な情報発信を行う。	人権・男女共同参画室
		○県、国から提供されたパンフレットを事業所に周知し、併せて市広報紙等による事業者への周知を行うことにより、事業主行動計画に対する啓発を行う	○県、国から提供されたパンフレットを市民に周知するなど、積極的に行った。 ○市広報紙等により市民へ周知した。また、関係機関と連携をとりながら、広報・啓発に努めた。	A	市民及び企業への周知により、女性の職業生活における活躍を推進した。	商工政策課
	女性が働きやすい職場環境づくりを進めている民間企業に関する契約事業の対応について、県及び近隣自治体の動向把握に努めます。	○更なる近隣自治体の動向把握。 ○古河市において、茨城県と同等の項目を採用できるか検討する。 ※茨城県における取組調査 ・常勤職員割合25%以上又は常勤職員5人以上の場合に3点加点。 ・「いばらき女性活躍推進会議」に会員登録している企業に2点加点。	○実施されている自治体の把握に伴い、古河市で取り組む事が可能かの検討を実施。	B	実施(取組み)により、他業務の増加(古河市、建設業者の両者)が懸念されるため、更なる再検討が必要である。	契約検査課

(1) 子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくりの促進

III-2-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
児童虐待防止に向けた意識啓発と支援体制の整備	児童虐待防止推進月間（11月）において、古河市虐待DV対策地域協議会と共催で、児童虐待防止啓発事業（オレンジリボンキャンペーン）を行います。	○児童虐待防止推進月間期間中に広報啓発活動を行う。	○児童虐待防止推進月間（11月）にオレンジリボン街頭キャンペーンを実施。ショッピングセンター等5か所にて、関係者（主任児童委員連絡会・古河警察署・古河保健所・筑西児童保健所）の協力を得て、啓発パンフレットを1,000部配布した。また、茨城県児童福祉施設協議会・茨城県要保護児童対策地域協議会主催の「子どもを守ろう！オレンジリボンたすきりレー2018」に参加し、啓蒙活動を行った。 ○広報古河（11月1日号）に児童虐待防止を啓発する内容の記事を掲載した。	A	広報紙における啓発に加え、街頭キャンペーン活動実施やオレンジリボンたすきりレーに参加する等、市民への意識啓発をすることができた。	子ども福祉課
	児童虐待防止の充実強化及び早期発見のため、福祉事務所、民生委員児童委員等の関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを設置し、必要な情報の交換を行い、適切な保護を行います。	○関係機関と情報共有し、連携を強化する。	○古河市虐待DV対策協議会（要保護児童対策協議会）において、要保護児童の対応や支援を行っている。地域で見守りが必要な家庭に対して、定期的に関係者で対応会議を開始し、連携を図った。	A	協議会を構成する関係機関で必要に応じて対応会議を開催し、情報共有や方針を協議できた。	子ども福祉課
	筑西児童相談所等の関係機関と連携を図り、小中学校で虐待と思われる事案について迅速に対応します。	○市内全小中学校に対して、計画訪問・生徒指導訪問等とおして、虐待と思われる事案への対応について指導するとともに、虐待の事案が発生した際は、該当校及び筑西児童相談所、市担当課、古河警察署生活安全課等と連携し迅速に対応する。	○市内全小中学校に対して、計画訪問・生徒指導訪問、市教頭会とおして、虐待と思われる事案への対応について指導した。また、虐待の事案が発生した際は、該当校及び筑西児童相談所、市担当課、古河警察署生活安全課等と連携し迅速に対応した。	A	計画訪問・生徒指導訪問等とおして、虐待に対する対応の指導を行うとともに、虐待の事案が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行う等、実施目標を達成することができたため。	指導課
子どもに関する相談支援体制の整備・充実	子育て中の親の悩みを解消するため、家庭児童相談や乳幼児健康相談の充実を図ります。	○相談窓口の周知と相談支援の充実を図る。 ○安心して育児ができるための支援をし、対象者の発育・発達確認や疾病の早期発見を行う。	○電話相談及び来所相談者に対して、関係機関と連携してニーズに即した支援を行っている。 ○研修に参加し、相談技術のスキルの向上を図った。 ○乳幼児健康相談の開催 ・回数：年30回 ・参加人数：延べ1,806人 ○随時、地区担当保健師による訪問や電話相談を実施し、必要な支援につなげたり、関係機関との連携を図ることで、子育て支援を行っている。	A A	相談員の相談技術のスキル向上を図り、関係機関と連携しながら相談に応じた支援を行うことができた。 母の不安を解消できるよう環境を整え、相談することができている。	子ども福祉課 健康づくり課
スクールカウンセラー配置による相談体制や青少年電話相談事業の充実を図ります。		○電話・電子メール等による青少年相談事業を実施します。	○青少年電話相談 H30年度 メール：2件 電 話：34件	A	専用電話による青少年に関する相談を実施した。	生涯学習課
		○県スクールカウンセラー配置事業及び古河市スクールカウンセラー派遣事業により市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、相談体制の充実を図る。 ○古河市教育支援センター相談員による電話相談の充実を図る。	○県スクールカウンセラー配置事業及び古河市スクールカウンセラー派遣事業により、市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、相談体制の充実を図った。 ○古河市教育支援センターにおいて、相談員等による電話相談の充実を図った。	A	スクールカウンセラー配置・派遣による相談体制の充実を図るとともに、古河市教育支援センター相談員等による電話相談の充実を図るなど、実施目標を達成することができたため。	指導課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
ひとり親家庭等への生活及び就労支援	各種制度の情報提供と自立支援、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭（母子・父子）への支援や給付（児童扶養手当等）を行います。	○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的に支給される児童扶養手当制度を周知する。	○児童扶養手当 ・古河市ホームページに掲載 ・子育て応援サイト「古河市ママフレ」に掲載	A	各種媒体を通じて、制度の周知も行ったが、対象者あてにも個別に案内できた。	子ども福祉課
	ひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、児童クラブ保護者負担金及び給食費の免除を実施します。	○母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格取得の促進することを目的に、高等職業訓練促進給付金支給事業を周知する。	○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給事業 ・12/1号広報お知らせページに掲載 ・古河市ホームページに掲載 ・子育て応援サイト「古河市ママフレ」に掲載 ・実績・支給受付件数→11件	A	各種媒体を通じて、制度の周知も行ったが、対象者あてにも個別に案内できた。	子ども福祉課
		○制度周知不足による申請漏れの無いよう学校との連携を図る。	○ひとり親免除更新手続きに係る説明会を開催 ・6/18（月）	A	会議の中で学校側からの提案等もあり連携を深めることができた。改善する点は申請者に対し重複する他制度についての情報提供を行い、自ら適正・有利な制度の選択を可能とすること。	学校給食課
	古河塾推進事業を実施することによって、子どもたちの学習の機会を確保し、基礎学力の定着や学習習慣の確立を図ります。	○古河市放課後子供教室事業により、全小学校に放課後子供教室を設置し、放課後の自主学習の環境を整備することで自主学習習慣の定着を図る。	○古河市放課後子供教室事業により、全小学校に放課後子供教室を設置し、放課後の自主学習の環境を整備することで自主学習習慣の定着を図った。	A	全小学校に放課後子供教室を設置し、希望する児童が放課後子供教室に参加する等、実施目標を達成することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
公園・遊び場等の整備	子ども同士親同士の交流の場として、子育て広場の設置、拡充を目指します。	○駅前子育て広場について、立地や空間の特性等を活かし、市民参加型の交流イベントを実施する。	○交流イベントの実施回数：27回	A	利用者による親子交流イベントを実施できた。	子ども福祉課
	市民が利用する公園や遊び場等の公共物については、全ての人々が安全かつ快適に利用することができるようにバリアフリー化を推進していきます。	○新規開発公園の設置について、安全で皆が憩える公園になるように、バリアフリー化についても併せて指導していく。 ○遊具の保守点検を行い、必要な場合には速やかに修繕を行う。	○公園の遊具を点検し、修繕を行った。	A	実施目標のとおり、遊具の保守点検を行い、必要な補修については適時対応した。	公園緑地室 （都市計画課）

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取組の実績	評価	評価理由/改善策	担当課
防犯体制の充実	防犯灯及び防犯カメラの設置など犯罪が起きにくい環境整備に努めるとともに、各種イベントによる防犯意識の啓発を行い、青少年健全育成対策の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯の新設 ○防犯カメラの新設 ○啓発グッズ配布による市民への周知 ○広報紙や市公式ホームページ等による市民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生対象の防犯教室を中心に、犯罪に遭わないための啓発活動を実施した。 ○防犯の環境整備として、防犯灯等LED化事業により市が管理する防犯灯、道路灯、公園灯の灯具すべてをLED照明に新設した。また、防犯カメラ35基を設置した。 ○市主催のイベント等で積極的に防犯キャンペーンを実施した。 	A	年間を通じて教室を開催、実施目標に沿って事業に取り組むことができた。年次計画通り、施設整備を実施した。集客能力の高いイベント時にキャンペーンを実施した。	交通防犯課
		<ul style="list-style-type: none"> ○環境浄化活動を実施します。 ○古河こどもまつり等を開催し、青少年に対し、防犯意識の啓発を図れるように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に有害図書等自販機が未設置のため、立入り調査はありませんでした。 ○環境浄化活動「白ポストの設置・管理」2カ所 ○環境浄化活動「青少年の健全育成に協力する店」H30年度登録店舗 302軒 ○「こどもを守る110番の家」H30年度登録軒数 2,954軒 	A	継続的に環境浄化活動を実施している。	生涯学習課
児童・生徒の安全確保を徹底させるため、収集した不審者情報をいち早く配信し、より安全で安心な教育環境を整えます。	○市内小中学校保護者へメール配信システムに関する情報周知・登録依頼を行い、全小中学校で学校（教委）から保護者へのメール連絡体制を整える。（継続）	○各小中学校で毎年行われる入学説明会等で、保護者にメール配信システムへの登録依頼を行い、必要な情報を円滑に連絡できるような体制整備に努めた。 ※30年3月31日時点 全登録件数：14,477件 ※31年3月31日時点 全登録件数：14,596件 前年度対比増減：119件の増	A	メール配信システムは、教育委員会からの不審者情報の提供のみではなく、各学校から保護者への情報提供にも活用されていることから、保護者はこの配信システムの有用性を認識し、登録をしていると思われる。	学校教育施設課	
		○正確かつ速やかに不審者情報をメール配信する。	○状況を十分調査し、個人情報の保護、人権に配慮した、注意喚起メールを送信した。	A	正確かつ迅速に対応することができたため。	指導課

(2) 高齢者・障がいのある人等に対する自立支援の推進

III-2-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
高齢者の社会参画の促進	各自治会、行政区、地区で開催する高齢者を対象とした「功労感謝の会」に対し、地域交流・地域づくりの支援を行います。	○「功労感謝の会」の実施により高齢者（70歳以上）と地域の住民が一堂に会して一緒に交流できるよう、地域づくり事業を推進する。	○当該年度末に70歳に達する敬老者を対象として、「功労感謝の会」と称した交流事業の参加者に応じ、自治組織へ事業費の補助を行った。	A	功労感謝の会事業を通じ、地域住民と高齢者との交流が深められた。	市民協働課
	高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。また、シルバー人材センターの活動及び老人クラブ連合会・老人クラブに対し、団体の運営や活動を支援します。	○シルバー人材センター、古河老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し、適正な額を助成し、より団体の運営や活動が充実するよう支援します。	○高齢者の就業の機会を支援するため、シルバー人材センターに対し高齢者就業機会確保事業費補助金を交付しました。また、単位老人クラブ及び古河市老人クラブ連合会へ助成金を交付し、活動を支援しました。平成30年度の高河市老人クラブ連合会には、143団体が加入、7,141名が活動しています。	A	老人クラブ連合会に対し活動助成を行うことにより、スポーツ大会等を通して地域間交流や健康の保持増進の機会となった。	高齢福祉課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の計画的な運営を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備に努め、ひとり暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。	○ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢福祉在宅サービスの充実や利用者の拡充を推進します。	○ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯に対して各種サービス（給食サービス（H30利用者数：297名）・愛の定期便（H30利用者数：514名）・緊急通報システム（H30設置者：23名）等を実施しました。	A	民生委員定例会での説明、HP及び広報誌（介護保険利用の手引き）等を通じて周知できた。	高齢福祉課
	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図り高齢者の生活を支える体制づくりに努めます。また、高齢者の虐待を防止し、成年後見制度の普及啓発や市民後見人を育成し、権利擁護を推進します。	○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合相談支援のさらなる充実や認知症サポーターの養成等に努めます。 また、成年後見制度推進事業により制度の普及啓発を図り、市民後見人候補者の質の向上に努めます。	○高齢者の総合相談支援の質の向上や権利擁護に関する普及啓発に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備を行いました。 ○市民後見人養成講座修了者に対し、フォローアップ研修や勉強会を1回ずつ実施した。また、市民後見人としての適正、市民後見人が必要なケースの選定を行い、家庭裁判所との調整のうえ、県内2人目となる市民後見人が誕生しました。	A	成年後見制度推進事業により、成年後見制度の普及・啓発のほか、市民後見人養成講座修了者に対し、講座等を行い質の向上を図った。その結果、市民後見人の受任につながった。	地域包括支援センター
	「介護保険事業計画」に基づき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実を努めます。グループホームやデイサービスについては、運営推進会議に市職員が参加し、必要な要望や助言を行います。	○「介護保険事業計画」に基づき、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実を努めます。 ○特別養護老人ホーム待機者数の減少を図るため、施設整備に向けた準備を始めます。また、グループホームやデイサービスについては、運営推進会議に市職員が参加し、必要な要望や助言を行います。	○高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止を図るための取り組みに力を入れています。また、介護が必要な状況になっても適正なサービスが受けられ、安心して暮らせる環境づくりを行っております。 また、市内に10施設ある認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の運営推進会議やグループホーム連絡会へ市職員が出席することにより、必要な要望や助言を行いました。	A	高齢者が、住み慣れた地域で共同生活を営みながら、介護サービスを受けられ、安心して生活を送る環境作りの推進を図りました。	介護保険課
	高齢者や障がい者、末期がん患者等が住み慣れた地域で家族・友人等に囲まれた療養生活を送れるよう、ケアマネージャーや関係医療機関、介護事業所等との連携を図り、継続した在宅医療を推進します。	○在宅医療の提供を行うことの出来る「かかりつけ医療」を実施することにより、住民が住み慣れた地域で安心して医療福祉を享受できるよう、関係機関と連携し在宅医療を展開します。	○通常の外来診療日数月平均21日間のうち、訪問診療（往診）は月平均16日間実施した。外来診療日数に対する訪問診療日数の割合は、5年前は66%であったが、H30年度は72%と年々増加している。	A	特定の曜日に限らず患者の個性や家族のニーズを重視し外来診療日の午後に訪問診療を計画実施し、タイムリーに在宅での療養生活に密着した訪問医療を提供している。	古河福祉の森診療所
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
ノーマライゼーション理念に基づいた施策の推進	「障害者基本計画」に基づき、障害のある人が社会の構成員として参画し、行動できるように意識啓発に努めます。	○障がいのある人も、ない人も、誰もが相互に支え合う共生社会の実現のために、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を深められるよう啓発活動、交流の機会を充実させる。	○市民の方に障がいに関しての理解を深めるため、Koga障がい者フォーラム2018を開催した。 ・実施内容：作文・作品表彰、ステージ発表、記念講演、ふれあいコーナー（障がい者スポーツ）、体験コーナー（車いす体験、手話体験、点字体験など） ・参加者：約500名	A	イベントの開催により、多くの市民の方が参加し、啓発活動、交流機会の場を提供できた。	障がい福祉課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
障害者（児）施設の充実・社会参加支援	障害者施設等のバリアフリー化を推進します。また、社会参加支援として、障害のある人に対する交通手段の確保や住宅リフォームの助成、就労支援等を行います。	○社会参加支援事業の継続実施及び拡充。	○タクシー助成や住宅リフォーム助成等を行うことにより、社会参加の促進を図っている。 ○手話通訳者等の同行援護、移動支援事業による障がい者の外出支援の実施。 ○障害者団体の運営支援による、社会参加の機会の拡充。	A	障害者総合支援法の補助対象とならない障害者福祉施策を継続実施し、社会参加の促進を図ることができた。	障がい福祉課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
性別による固定的役割分担意識の解消	様々な偏見や性別による固定的役割分担意識を改めるよう、特に男性の理解促進が必要なことを踏まえ、広報紙や市公式ホームページ、各種講座による意識改革に努めます。	○広報紙や市公式ホームページ、講座等により幅広い世代へ理解を深める。	○講座、フォーラム等の開催 ・11/11(日)男女共同参画講座「男が働かない、いいじゃないか!」(参加者20名) ・2/9(土)男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラム「『居場所』のない男、『時間』がない女」(参加者164名)	A	広報紙や市公式ホームページを利用し、男性の家事・育児参加を促す講演会や講座について幅広い世代へ知らせることができた。	人権・男女共同参画室
	介護に関する情報提供や介護する家族の負担軽減のための講座等を実施します。	○在宅介護支援センター等に委託し年12回実施予定。介護方法等の講習会や介護者交流会を実施し、介護者の負担軽減を図ります。	○介護方法の習得および介護者同士の交流や情報交換ができる場として、介護支援講座を実施(年12回・延べ229人参加)。広報にて毎月周知しました。	A	介護支援講座を実施し、介護者同士交流しながら学ぶことができた。	地域包括支援センター
	介護に関する理解や関心を深めてもらうため、出前講座を希望する団体やグループに対し、「みんなで支える介護保険」をテーマに講座を開講し、介護保険制度全般についての情報の提供を行います。	○出前講座「みんなで支える介護保険」をテーマに介護保険制度や認定の流れ、保険料のしくみや介護給付についてわかりやすく解説することにより、制度に対する関心を高め理解を深めるよう努めます。	○出前講座「みんなで支える介護保険」 ・計6回実施(参加者計 206名) ・内容:介護保険制度や介護の申請・認定方法、介護サービスの種類、保険料等、介護保険全般について説明しました。そのうち1回については、高齢福祉課の職員も同行し、総合事業についても説明を行いました。	A	職員が、直接市民の前で説明することにより、相手への理解を促すことができました。	介護保険課
	男女を対象とした育児講座及び両親学級を開催します。	○家庭における父親と母親の役割について考える機会を持つとともに、夫婦の絆を強め共に子育てするという認識を高めます。	○両親学級の開催 ・回数:年6回 ・参加人数:父84人、母87人 ・内容:沐浴実習、専門講師による講話「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」、父親による妊婦体験等	A	「教室を通じて親になる実感ももてた、夫婦で話し合う機会を持ってよかった」との声が聞かれ、夫婦の絆を深める一助となっている。	健康づくり課
	市民を対象とした、性別による固定的役割分担意識の解消につながる講演会等を検討します。	○性別による固定的役割分担意識の解消につながる講演会や講座等について検討します。	未実施。	D	市民を対象とした、性別による固定的役割分担意識の解消につながる講演会等を検討します。	生涯学習課
	性別による固定的役割分担意識の解消を促進し、男性が家事等を行うきっかけの場を提供し、意識啓発を行います。	○「まなびピアこが」での、男性でも参加できる料理講座の周知 ○「広報古河」での、男性向け短期・単発講座の周知	○前期講座8講座、後期講座12講座 合計20講座企画開催。112人参加。	A	引き続き継続していく。	社会教育施設課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女が共に参画する地域活動の促進	地域住民が主体的にコミュニティ活動を展開できるよう、地域活動を活発に行う団体に対し、組織の育成と支援を行います。	○コミュニティ活動を展開している団体に対し助成金を交付し、活発な活動を地域住民誰もが参加できるよう推進する。	○地域づくり活動支援事業補助金や地区コミュニティの活動の活性化の為、コミュニティ活動助成金を交付した。	A	助成金を交付することにより地区コミュニティ活動の活性化が図られたため。	市民協働課
	地域コミュニティ活動を行うNPOやボランティア団体等の自主性を損なうことなく、地域課題解決に向けた団体の活動が行えるよう、相談などの支援を行います。	○市民活動支援センターの利用拡大を図り、NPOやボランティア団体の育成と支援を推進する。	○各支援センター内で利用団体が情報交換し連携できるよう、各コミュニティ発行の広報紙、「地区コミュニティ活動のようす」を配置した。 ○利用対象団体を行政自治会や地区コミュニティ団体及びそれと連携する団体とし、利用促進を図った。	A	各コミュニティ発行の広報紙や「活動のようす」の冊子を更新し、情報の交換が図られたため。	市民協働課
	青色防犯パトロール活動の支援など、地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。	○青色防犯パトロール活動の支援 ○防犯教室開催の支援 ○市民団体による防犯活動の推進	○セーフティ・マイ・タウンチーム等の団体参加による防犯キャンペーン、ニセ電話詐欺注意の啓発や呼びかけを継続して実施。 ○地域防犯団体による防犯教室の開催、青色防犯パトロール活動等の支援を実施し、防犯意識の高揚を図った。	A	年間を通じてキャンペーンを実施した。警察等と関係機関と緊密に連携して事業を実施した。	交通防犯課
	社会福祉協議会、民生委員児童委員連合協議会、更生保護女性会等に対して、活動支援を行います。	○各団体それぞれが年間の事業計画どおりに活動できるよう、様々な支援・協力を行います。	○各団体に対する補助金の交付、ほか事業実施に必要な連絡調整および支援を行った。	A	概ね団体の事業計画どおりに実施できた。	福祉総務課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性リーダー養成事業の推進	女性が社会参画をするための人材の育成に向けて、男女共同参画に関する国・県等の専門研究機関等における研修や講演会への市民参加を促進します。	○各庁舎へ講演会等の案内チラシを設置する。	○各庁舎へチラシを設置依頼 ○古河市男女共同参画推進会議委員や男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)会員およびセミナー等参加者への情報提供と参加呼びかけ	A	参加促進のため各庁舎へチラシを設置したり、関係者へ参加を呼びかけた。	人権・男女共同参画室
	地域活動を支援するため、地域リーダーの育成や組織の充実を図ります。	○コミュニティ団体の支援や設立の推進を図る。 ○研修会を実施し、コミュニティの関心を高めコミュニティ意識の啓発と人材育成に努める。	○既存の地区コミュニティ団体への人的・財政的支援のほか、未設立の地区に対して座談会及び各自治会長宅を訪問し、設立を推進した。 ○コミュニティ団体を対象に11月に視察研修、2月に講演会を行った。	A	計画的に座談会、自治会宅訪問及び研修等を行う事が出来たため。	市民協働課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
消費者活動への男女共同参画の促進	消費者生活相談を適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員の育成を図るなど、消費生活センターの充実に努めます。	○相談員の研修参加を積極的に支援し、相談対応のレベルアップを図る	○新しい情報や、法改正などに対応するため、国民生活センター主催や民間団体主催等の研修に積極的に参加できるよう支援をした。	A	消費生活相談員の研修参加を支援することにより、最新の生活行政への対応・市民対応の向上に寄与した。	商工政策課
	消費者団体を育成・支援し、消費者保護の啓発を図るとともに、市民生活に関わる多様な内容と問題提起などの消費生活展を開催します。	○消費者キャンペーンの実施により、パンフレット・グッズ配布を行い、消費者保護の啓発を図る ○消費生活相談員による、勉強会を開し、意識の高揚を図る	○消費者キャンペーンとして、5月、9月にパンフレット、グッズを配布し市民への周知をおこなった。 ○消費生活相談員による、勉強会を開催した。	A	消費者キャンペーンを積極的に展開することにより、市民への問題提起が図れた。	商工政策課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツや女性保護に関する施策の推進	女性特有の健康問題に対応するため、検診や健康教育・相談を行うとともに「性と生殖に関する健康と権利」の重要性を認識できるよう、情報提供や啓発活動に努めます。また、若い世代を対象に、思春期において乳幼児とふれあい生命の尊さや家庭の大切さを学び、母性・父性を育成する機会を設けます。	○望まない妊娠の防止や乳幼児の虐待防止等のいのちの大切さを考え、自分や周囲の人を大切に思う気持ちを育てるとともに、自分と向き合い将来について考えることができる。 ○思春期において、乳幼児とふれあう機会を生涯学習課とともに推進する。	○中学生への教育「いのちの教育」 ・市内中学校9校と中等教育学校1校、1,460名へ実施。 内容：性についての知識、いのちのついて考える機会とする。 ○中高生・乳幼児ふれあい交流事業 ・2回実施 45名の中高生と母子親子が参加	A	アンケートを実施しており、教育後の結果は自己肯定感が増えており、知識の普及と命の大切さを考える機会となっている。	健康づくり課
不妊治療に関する支援、相談体制の充実	不妊に悩む男女を支援するため、不妊治療に関する情報提供や医療保険適用外の治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。	○特定不妊治療【体外受精・顕微授精、また、その一環として行う男性不妊治療（精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術）】を受けた夫婦に対し、その治療費の助成を実施することで精神的・経済的負担の軽減を図る。	○特定不妊治療 96件助成 ○男性不妊治療費 0件 ・茨城県の助成を受けた方に対して市の助成を行っている	A	経済的負担の軽減になっており、妊娠・出産につながっている。	健康づくり課
母子に対する医療サービスの充実	救急指定医療機関や小児救急医療体制における近隣市町との連携を図り情報提供をします。また、妊婦・乳児健康診査に係る費用の助成を行います。	○小児救急医療体制を整備し、市広報やホームページ等で市民に周知する。 ○妊婦乳児に対する健康診査と健康管理に関する普及高揚を図る。 ○妊婦健康診査と乳児健康診査だけでなく、H30年度に産婦健康診査と新生児聴覚検査の受診券の交付を開始したことで、妊産婦の経済的負担の軽減を図る。	○妊婦健康診査受診票の交付は一人につき14枚 ・妊婦健康診査の交付件数 14,560件 ○乳児健康診査受診票の交付は1人につき1枚 ・乳児健康診査の交付件数 1,040件 ○産婦健康診査受診票の交付は1人につき2枚 ・産婦健康診査の交付件数 967件 ○新生児聴覚検査受診票の交付は1につき2枚 ・新生児聴覚検査の交付件数は 965件 ○小児医療体制については、近隣市町村との輪番制を導入し実施している。	A	妊産婦健康診査および新生児聴覚検査について県外受診者は償還払いを行っている。乳児健康診査の受診勧奨を3～4か月児健診で行っている。	健康づくり課
高齢者への健康支援	各種教室の実施やボランティア等の活動支援を行うことにより、参加者だけでなくボランティア等自身の健康増進・生きがいとなることで、高齢者の介護予防・健康増進を図り元気な地域づくりを目指します。	○シニアボランティアポイント事業の参加者の増加と介護予防に資するボランティアの育成・支援を行います。	○シニアボランティアポイント事業の登録講座（参加19人）を実施し、新規参加者を募りました。活動者（手帳交付）は69人。 ○介護予防サポーターの育成・支援を実施しました。活動者41人（養成84人）。定例会6回（延176人）、スキルアップ養成講座5回（延164人）を実施しました。 ○シルバーリハビリ体操指導士の活動支援を実施しました。活動者84人。	A	ボランティア等の活動支援を行うことにより、ボランティア自身の健康増進・生きがいにつながった。	高齢福祉課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
防災分野における女性参画の拡大促進	防災会議への女性委員の登用を継続します。また、自治会や行政区、自主防災組織が行う防災訓練等に女性消防団を派遣するなど活動の充実を図ります。	○女性消防団員の活動が一層期待される中、今後は、女性消防団員の能力を最大限に生かすため消防団として活動方向性を検証し、市民や各地域・各方面等からの意見を取り入れ、より効率的で円滑な活動の実践と周知に努めます。 ○防災会議への女性委員の登用を継続します。	【女性消防団員活動実績】 ・救命講習…10回 ・防火教室… 0回 ・その他の活動（啓発活動等）… 9回 地域防災力向上活動を継続して実施。	A	幼児から高齢者に至る防災啓発活動が、市民に対して定着し、活動範囲が拡大した。 なお、今後は消防団員としての訓練等を強化していく必要がある。	消防防災課
男女のニーズの違いを踏まえた災害時における支援体制の促進	地域への情報提供・情報収集を迅速かつ的確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援体制を促進します。	○災害時等緊急時に自治組織へ情報提供・情報収集等を迅速かつ的確に行う為に緊急連絡網等の整備する。 ○災害時に備え、男女のニーズの違いを踏まえた避難所用の物資を継続して購入します。 ○避難所開設・運営にあたる市職員の中に女性を積極的に取り入れ、女性や子育て世代の避難者の意見等を取り入れやすくします。	○地区別に緊急連絡網等を整備し、災害等緊急時における自治組織への情報提供・情報収集等の備えができた。 ○古河市防災会議において、女性委員からの要望があり、女性の避難者を考慮した生理用品や紙おむつの備蓄を実施した。	A A	地域主催による自主防災訓練等により、災害時の支援体制の備えができた。 災害時の備蓄品において、要支援者に対する対応ができた。 避難所運営について女性の意見を取り入れるなど、きめ細かな支援体制を促進する必要がある。	市民協働課 消防防災課

(1) 国際的協調の推進

III-3-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際的協調の推進	男女共同参画に関する世界の取り組み状況の情報収集を行い、提供します。	○広報紙、市公式ホームページ等により情報を提供する。	○世界の取り組み状況や男女共同参画に関する国際的な指数について調査し、日本との違いを把握した。 ○工業会(アドレス登録企業18社)へ国立女性教育会館メールマガジンおよび事業所向けセミナー情報の転送14回	B	メールアドレス登録企業へ世界の取り組み状況や日本の状況等の情報を提供した。 今後は職員向け研修や講座、講演会等で情報提供を行う。	人権・男女共同参画室

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

III-3-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
市内在住外国人への相談体制等の充実	在住外国人に対して行うボランティア講師による日本語教室の開催及び外国人が地域社会で暮らしていく中で、日常生活における行政情報等の提供や心配事・困り事の相談・支援業務を実施します。	○国際交流の情報交換及び生活支援	○外国人アットホーム in 古河で在住外国人の相談をおこなっている。平成30年度は188件の相談有り。最も多い相談は案内・問い合わせの100件、次いで言語・翻訳、通訳の57件。 ○日本語教室の開催 ・古河会場 昼32回 夜40回 ・総和会場 夜37回 ・三和会場 夜33回	A	アットホームの支援内容が徐々に浸透してきた結果、相談件数や他課からの翻訳・通訳依頼が増えた。今後も更にPRが必要。 日本語教室は、予定通りの活動を行った。	企画課
	日本語指導を要する児童・生徒に対する相談体制等の充実を図ります。	○日本語指導を要する児童生徒支援事業により、日本語指導サポーターを派遣し、日本語指導を要する児童・生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導体制の充実を図る。	○日本語指導サポーターの派遣により、日本語指導を要する児童・生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導体制の充実を図った。	A	日本語指導を要する児童・生徒への教育相談や日本語及び教科学習等の指導を行うことで、学校生活への適応を図ることができたため。	指導課
外国語による公共表示等の推進及び情報の提供	外国人向けの生活ガイドブックの作成の検討及び内容の見直し・修正を実施します。	○国際交流に関する情報の普及	○平成30年度は13の課(環境課、収納課、篆刻美術館、営繕住宅課他)から行政文書の翻訳を依頼され、翻訳を実施。 ○茨城県国際交流協会提供の生活ハンドブックや災害時対応ハンドブックを外国人相談者へ配布している。	A	8言語(英語・タガログ語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語・インドネシア語・タイ語・韓国語)で外国人関連の行政情報を提供している。今後、外国人のニーズに合う必要な言語の増減について検討する。	企画課
	外国語による公共表示等の整備をします。	○庁内利用、案内の外国語表示の新設及び改良を検討する。	○各課に外国語表示の必要性を調査した。設置済みの案内板は継続して使用している。	A	引き続き外国語表示についての調査を行い、外国人庁舎利用者の利便性を高めていく。	財産活用課
	外国語表記のごみ分別表(英語・中国語・スペイン語)を作成し、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。	○ごみ分別表の外国語表記は、英語・中国語・スペイン語以外に、韓国語・ポルトガル語・タイ語に対応したものを作成しました。今後、その他の言語に関しても対応を検討していきます。	未実施		D	現在対応している言語以外の言語は、要望が少ないことから実施を見送った。

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際理解と国際交流の推進	国際友好交流都市との交流や在住外国人との交流会の開催を支援します。	○協会員および市民、在住外国人の交流促進	○12月2日に行われたウィンターフェスティバルの開催を支援し、約600名の人々がとねミドリ館に来場された。	A	親が外国人の中学生のスピーチなど市民交流（日本文化体験）は大変有意義なものだった。ウィンターフェスティバルの参加者数は過去最多だった。	企画課
	小中学校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ります。	○英語教育推進事業により、市内全小中学校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育や国際理解教育を実施するとともに、英語教育研修会を実施し、小中学校教職員の指導力を高め英語教育の充実を図る。	○市内全小中学校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施するとともに、英語教育研修会を実施し、小中学校教職員の指導力を高め英語教育の充実を図った。	A	市内全小中学校において、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育や充実した国際理解教育を実施する等、実施目標を達成することができたため。	指導課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際化に対応できる人材の育成	茨城県国際交流協会が主催する日本語ボランティア講師養成講座の開催を支援します。	○国際感覚あふれる人材の育成	○日本語教師養成講座を開催。	A	基礎から習いたい方が多かったため初心者講座を開設した。	企画課
	外国語通訳・翻訳ボランティア、災害時ボランティア登録制度を検討します。	○在住外国人の支援及び国際化に対応できる地域の人材育成	○外国人支援サポーターとして11名が活動しており、英語、タガログ語など8言語に関する通訳翻訳が可能。	A	日頃の業務遂行の中で、サポーターの育成やレベルアップを心がけている。共生共存の意味で、外国人と日本人とのミニ交流会の開催を企画する。	企画課

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国際平和・地球環境保全への貢献	非核平和推進に関する事業として、原爆写真等のパネル展を開催します。また、小中学校から非核平和ポスター及び作文の募集を行い、表彰・展示を行います。併せて優秀作品は文集に製本し、啓発活動に活用します。	○非核平和パネル展の実施 ○非核平和ポスター・作文の募集、表彰、展示及び優秀作品の文集作成	○非核平和パネル展を3か所（中央公民館、古河庁舎、三和図書館）で実施した。 ○ポスター・作文については、市内小中学生から募集し、表彰を行った。優秀作品については、市内施設（古河リバーサイド倶楽部アリーナ、はなもも体育館、三和庁舎）において展示を行うとともに、文集にまとめて各学校、公民館等に配布した。	A	各種展示について、実施個所を増やしたり、他のイベントと同時に開催したりすることで、より多くの方へ啓発活動を実施することができた。	総務課
	「古河市地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガスを削減するための緑のカーテンの普及やノーマイカーウィークの実施、新エネルギー導入に関する取り組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ります。	○みどりのカーテン及びノーマイカーウィークについて、昨年度実績より上回ることを目標とする。 ○新エネルギー導入に関する取り組みについては、古河市環境基本計画に則り実施する。	○みどりのカーテンコンテスト 応募者：12団体（団体の部） 38人（個人の部） ○省エネについての街頭キャンペーンの実施（年2回） ○ノーマイカーウィークの実施（年2回） ○自立・分散型エネルギー設備導入補助制度 申請件数：26件	A	みどりのカーテンコンテストや省エネキャンペーンの各種活動を通して、地球温暖化対策への市民啓発を行った。引き続き、周知を行い普及促進を目指す。	環境課
	水質浄化への意識啓発のため、茨城県下水道促進週間コンクール、全国「下水道いろいろコンクール」に参加します。	○古河市内、全小中学校（32校）に下水道促進週間コンクール・下水道いろいろコンクールへの参加を促し、下水道に対する認識を深め、その普及と十分な活用を促進する。	○下水道促進週間コンクール・下水道いろいろコンクール 作品参加状況（古河市32校中、全小中学校参加） 絵画・ポスター（381点） 作文（160点） 書道（2876点） 標語（1235点） 新聞（1点） 合計 4653点	A	前年対比23%増（H29年度 3797点）の応募があり、取り組みは浸透している。小中学校の児童生徒に対して下水道の普及と啓発を行うことができた。	下水道管理課
	水道水の大切さへの理解を深めてもらうための取り組みとして、浄水場のしくみについて、小学生を対象に見学会を実施します。	○日常生活に欠かせない水道水について、浄水施設の見学を通して、水道水の大切さへの認識を深めてもらう。	○浄水場施設見学 ・思川浄水場 20回 1,057人 ・三和浄水場 6回 311人 合計 26回 1,368人	A	昨年と比較し見学者人数は増え、また、小学校以外の見学も受け入れている。今後も分かりやすい説明に努め、水道水への理解を深めてもらえるように取り組んでいきたい。	水道課

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

計画目標1 市民による推進体制の整備

(1) 市民ネットワークの推進と活動支援

IV-1-(1)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
市民ネットワークの活動支援	「男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)」の活動を市民や事業所に周知し、協力会員を募り、男女共同参画社会推進体制の裾野を広げていきます。	○まちなか啓発活動や古河市男女共同参画週間啓発活動を実施し市民へ周知する。 ○事業所や団体等へ協力を募る。	○まちなか啓発活動の実施 ・イベント会場にて計3日間の啓発活動を実施 ・10/13(土)関東ド・マンナカ祭り、10/28(日)さんさんまつり、11/3(土)古河よかんべまつり(参加延べ人数44名) ○男女共同参画週間およびフォーラムに向けての啓発活動 ・1/12(土)道の駅まくらがの里こが(参加者14名) ○男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラムにて男女共同参画紙芝居を披露 ・2/9(土)コスモスプラザ(参加者164名) ○登録数・団体29、個人25(H30.6.16現在)	A	啓発活動を実施しながら周知活動を行うことで会員数を増やすことができた。	人権・男女共同参画室
	「男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)」が自立して活動を行えるよう支援します。また、会員相互及び他自治体活動団体との情報交換を行います。	○自立的に活動が行える団体となるよう支援を行う。 ○会議の場において情報交換を行う。	○役員会、総会の開催 ・役員会4/24(火)、7/27(金)、10/5(金) ・総会6/16(土) ○男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラムにて登録団体および個人の活動内容についてパネル展示を実施 ・2/9(土)コスモスプラザ(参加者164名)	B	会議やフォーラムでのパネル展示の際に会員相互の情報交換、意見交換が行われた。 今後は会員団体の紹介等互いの活動内容について理解を深める機会を検討。	人権・男女共同参画室
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女共同参画活動拠点の整備	男女共同参画情報拠点として、男女共同参画センター等の設置及び運営に向け、関係機関と連携し取り組みます。	○先進地の視察研修を行う。 ○他市町村との情報交換を行う。	○県西ブロック男女共同参画研究会にて情報交換を実施 ・5/11(金)第1回、3/19(火)第2回	B	近隣市町村と男女共同参画センターについて情報共有を行った。 今後は設置及び運営について検討を行う。	人権・男女共同参画室

(2) 団体、地域組織等の活動における男女共同参画の視点への配慮

IV-1-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
男女共同参画の視点に立った活動の促進	団体・地域組織等に対し、誰もが参加できる組織環境への理解を促進するため、出前講座や啓発活動を実施します。	○出前講座や団体等へ啓発活動を行う。	○就学時検診での保護者への啓発活動 ・小学校3校(10/15(月)名崎小、10/17(水)中央小、10/31(水)古河六小) ○出前講座による啓発活動 ・9/27(木)『こんなことも「男女共同参画」でした!』 ○男女共同参画古河市民ネットワーク(ゆめこらぼ)による紙芝居啓発活動(9回)	A	就学時検診に併せて小学校で啓発を行うことができた。 また、出前講座や紙芝居等で各地域で啓発活動を行うことができた。	人権・男女共同参画室
		○研修会等を実施し、誰もが地域活動に参加できる組織環境へ意識の啓発と人材育成に努める。	○2月に開催した講演会時に未設立地区のリーダー等へも参加依頼し、地域活動に関する研修会を行った。	A	計画的に講演会を実施することが出来たため。	市民協働課

(1) 計画の進行管理

IV-2-(1)

具体的施策	実施事業	平成29年度実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
全庁的な推進体制と進行管理	古河市男女共同参画庁内連絡会議のもと、全庁的に施策の推進に務め、「第2次古河市男女共同参画プラン」を着実に進めます。また、毎年度、PDCAサイクルに基づき、古河市男女共同参画推進会議からの市民視点での提言を受け、施策や事業の見直しを行います。	○古河市男女共同参画推進会議からの提言を各課の実施事業へ効果的に反映させる。	○第2次古河市男女共同参画プランの推進状況に関する意見書を提出し、実施事業に提言内容を反映するよう各課へ周知依頼した。	A	意見書の内容を庁内へ広く周知することで施策や事業の見直しを図った。	人権・男女共同参画室
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
特定事業主行動計画の進行管理	職員一人ひとりが「古河市特定事業主行動計画」の重要性を理解し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むよう進行管理を行います。	○古河市特定事業主行動計画の周知及び進捗管理	○古河市公式ホームページにて公表	B	ホームページでの公表のみでなく、他の周知方法を検討する必要があるため。	職員課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
事業評価の市民等への公表	男女共同参画推進事業の評価について年次報告書を作成し、広報紙や市公式ホームページ等で公表します。	○広報紙、市公式ホームページ等により公表する。	○古河市公式ホームページにて公表	A	遅滞なく市民へ公表した。	人権・男女共同参画室

(2) 職員の人材育成・職域の拡大・多様な働き方

IV-2-(2)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
女性職員の外部研修団体への積極的派遣	外部研修団体（自治大学校・市町村アカデミー・県自治研修所等）に女性職員を派遣し、その資質と能力向上を図ります。	○参加希望者を募り、積極的に女性職員を研修に派遣し、資質と能力向上を図る。	○外部研修団体への女性職員派遣人数 ・民間研修機関専門研修：12名 ・茨城県自治研修所：42名 ・自治大学校：1名 ・茨城県西都市人事協議会 新任係長研修（JST）：12名	B	茨城県自治研修所研修及び新任係長研修の参加人数が、昨年よりも増加した。	職員課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職域にこだわらない人材の配置	性別にかかわらず、適性や能力に応じた人材配置を行います。	○女性管理職を積極的に登用し、性別にかかわらず幅広い分野への人員配置を行う。	○女性管理職の人数 課長級6名、副参事級7名、課長補佐級24名 計37名 ※上記内訳：係長から課長補佐7名、副参事から課長1名の昇任 ○女性管理職の配置 15部（行政委員会3部を含む）のうち9部署に女性管理職を配置	B	管理職対象年齢に占める女性管理職員の割合が少ないため。	職員課
具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職員の多様な働き方の促進	時差出勤の導入やゆう活等の多様な働き方について実施状況を検討し、働きやすい職場を目指します。	○今年度も引き続き、時差出勤制度およびゆう活を導入する。	○引き続き時差出勤及びゆう活を実施（ゆう活実施人数：49名）	B	時差出勤制度については定着しているが、ゆう活については、業務内容により取得が難しい部署がある。	職員課

(3) 男女共同参画に関する意識啓発

IV-2-(3)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
職員の意識啓発のための研修や情報の提供	男女共同参画に対する理解と意識改革のため、職員に対して研修を行います。また、庁内イントラネットを利用した情報提供を行います。	○研修や庁内イントラネットを活用し情報を提供する。	○職員研修の実施 ・7/18(水)「我が家の家事・育児バランスチェック！」 講師：方波見真弓氏 対象：市職員、古河市男女共同参画推進会議委員(参加者86名) ○庁内イントラネットを利用した情報発信 ・作品募集や講演会、講座開催の案内 ・工業会、市職員向け情報通信の発行	A	職員研修や庁内イントラネットを利用した情報発信を実施し、職員の男女共同参画に対する理解および意識改革を行った。	人権・男女共同参画室
		○パワハラ、セクハラ等を含めたコンプライアンス研修を実施する。	○管理職向け・一般職向けの内容に分けて、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施	A	平成26年度に初めて研修を実施し、毎年継続して実施することができている。	職員課
	性別による固定的役割分担意識を是正するため、男性の育児休業・看護休暇取得の促進に努めます。	○昨年度に引き続き、男性職員の育児・看護・介護休暇の取得を促進する。	○休暇取得者数 育児休業取得者14名(うち男性0名)、看護休暇取得者64名(うち男性22名)、介護休暇(有給)取得者8名(うち男性3名)、介護休暇(無給)取得者なし	B	看護休暇取得者数は昨年より増加している。	職員課
	職員の健康管理と働き方の見直しのため、ノー残業デーを促進します。また、ストレスに対し職員自身の気づきを促すため、予防の観点から、非常勤等の職員を含めたストレスチェックを実施し、ストレスが高い状態の場合は医師による面接指導を行います。	○今年度も引き続き、毎週水曜日と金曜日のノー残業デーを実施する。 ○全職員を対象にストレスチェックを実施する。	○平成20年1月から引き続き、水曜日・金曜日に「ノー残業デー」を実施	B	定着してきているが、業務の煩雑時期により残業が必要。	職員課
	職員に対し、研修等を実施し、ハラスメントに対する意識啓発を図ります。また、相談体制を整備します。	○全職員を対象としたパワハラ、セクハラアンケートの実施 ○ハラスメントに対する相談体制の整備	○平成30年度中に全職員を対象としたアンケートを実施した ・集計結果をもとに、平成31年度の衛生委員会において職場環境の改善に向けて討議する予定	A	アンケートを実施し、改善を検討している。	職員課

(4) 国・県等との連携

IV-2-(4)

具体的施策	実施事業	実施目標	実施目標に対する取り組みの実績	評価	評価理由/改善策	担当課
国・県・他自治体・NPO等との連携	国・県・県西ブロック男女共同参画研究会・関係機関等との連携を図り、広く男女共同参画に関する情報収集及び活用を行います。	○国や県、関係機関等からの情報収集を行い実施事業の参考とする。	○県や他自治体、関係機関等主催の研修や講座への積極的な参加 ・県女性プラザ2回、県西生涯学習センター1回、県南生涯学習センター1回、県西ブロック男女共同参画研究会(下妻市)2回	A	県、他自治体、関係機関等が主催する研修等に多数参加し、事業の参考とした。	人権・男女共同参画室

◆「第2次古河市男女共同参画プラン」指標項目の推進状況

基本目標	計画目標	指標項目	現状値	目標値（平成32年）	平成30年度	担当課
I 互いの人権の尊重と男女共同参画の意識の確立	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	60.3% (平成28年度意識調査)	70%	60.3% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室
		家庭生活において男女の地位が平等であるとする市民の割合	36% (平成28年度意識調査)	50%	36% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室
		町内会や自治会等において男女の地位が平等であるとする市民の割合	33.1% (平成28年度意識調査)	50%	33.1% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室
		社会通念や慣習において男女の地位が平等であるとする市民の割合	19.7% (平成28年度意識調査)	50%	19.7% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室
	2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実	父親対象の家庭教育学級数	2学級 (平成28年度)	5学級	2学級	生涯学習課
		「理科に関心がある」と回答した児童の割合	91.2% (茨城県実施理科に関するアンケート平成28年6月実施)	95%	84.7%	指導課
	3 ハラスメント等の暴力の根絶のための施策の推進	これまでに配偶者や交際相手から身体的暴力を受けたことがある市民の割合	新規DV相談件数42件 (平成28年度)	根絶を目指す	30件	子ども福祉課
20.4% (平成28年度意識調査)			20.4% (平成28年度意識調査)		人権・男女共同参画室	
II いきいきと働ける社会環境の整備	1 雇用の場における男女平等の実現	職場において男女の地位が平等であるとする市民の割合	26.8% (平成28年度意識調査)	50%	26.8% (平成28年度意識調査)	人権・男女共同参画室
	2 地方創生と多様な働き方を可能にする環境の整備	農業家族経営協定締結戸数	155戸 (平成28年度)	170戸	122戸	農政課
		待機児童の解消	46人 (平成28年度)	0人	29人	子ども福祉課
	3 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	休日保育実施保育所数	1カ所 (平成28年度)	3カ所	1ヶ所	子ども福祉課
		子育て支援拠点の設置数	7カ所 (平成28年度)	8カ所	7カ所	子ども福祉課
		事業所における男性の育児休業取得率（単年ごと）	—	9%	—	人権・男女共同参画室
		介護支援講座の開催回数及び参加人数	12回 254人 (平成27年度)	12回 250人	12回 229人	地域包括支援センター
	4 女性のエンパワーメントの促進	女性人材バンク登録人数	13人 (平成28年度)	25人	13人	人権・男女共同参画室
		創業支援セミナー等における女性の参加人数	5人 (平成28年度)	15人	4人	商工政策課

◆「第2次古河市男女共同参画プラン」指標項目の推進状況

基本目標	計画目標	指標項目	現状値	目標値（平成32年）	平成30年度	担当課
Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大	各種審議会・委員会等における女性委員の占める割合	22.7% (平成28年度)	35%	26.2%	人権・男女共同参画室
		女性委員不在の審議会・委員会の数	6 (平成28年度)	0	5	人権・男女共同参画室
		市民公募を行っている審議会・委員会の数	5 (平成28年度)	10	7	人権・男女共同参画室
		入札参加資格申請において、女性が働きやすい職場を目指す企業に対して評価加点をする	動向把握中 (平成28年度)	評価項目とする	検討中	契約検査課
	2 家庭生活・地域社会における	男性を対象とした料理教室等の生活講座数	1講座 (平成28年度)	10講座	20講座	社会教育施設課 (施設管理課)
		妊婦健康診査受診率（14回分平均）	79.9% (平成28年度)	90%	75.5%	健康づくり課
		古河市防災会議の委員に占める割合	4% (平成28年度)	6%	8.9%	危機管理課
		自治会長、行政区長に占める女性の割合	3.6% (平成28年度)	6%	4.5%	市民協働課
		消防団員に占める女性の人数	10人 (平成28年度)	15人	10人	消防防災課 (防災交通課)
	3 国際社会への参画促進	日本語教室の新規申込み者数	215人 (平成28年度)	140人	225人	企画課
		行政情報の提供・行政手続案内の多言語対応	9カ国語 (平成28年度)	9カ国語	9カ国語	企画課
		ごみ分別表の外国語表記数を増やす	3カ国語 (平成28年度)	5カ国語	5カ国語 (総和・三和地区)	環境課
	Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	1 市民による推進体制の整備	男女共同参画古河市民ネットワーク（ゆめこらぼ）登録団体・個人数	団体26 個人28 (平成28年度)	団体35 個人40	団体29 個人25
地区コミュニティ団体数			16団体 (平成28年度)	20団体	17団体	市民協働課
男女共同参画出前講座			1講座 (平成27年度)	3講座	1講座	人権・男女共同参画室
2 市役所内推進体制の充実		市役所の管理職員のうち女性職員の割合	16.6% (平成28年度)	30%	17.2%	職員課
		市役所の男性職員の育児休業取得率	4% (平成28年度)	10%	0%	職員課
		市役所の男性職員の看護休暇取得率	44.1% (平成28年度)	35%	34.0%	職員課

Ⅲ 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」に関する資料（4月1日現在）

審議会等及び委員会における女性委員の割合

年度	審議会等			行政委員			合計		
	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合	委員の 総数	うち女性 委員の数	女性委員の 割合
H 18	353	91	25.8%	65	1	1.5%	418	92	22.0%
H 19	452	111	24.6%	51	1	2.0%	503	112	22.3%
H 20	511	126	24.7%	51	1	2.0%	562	127	22.6%
H 21	423	107	25.3%	51	1	2.0%	474	108	22.8%
H 22	427	100	23.4%	51	1	2.0%	478	101	21.1%
H 23	425	94	22.1%	51	1	2.0%	476	95	20.0%
H 24	437	95	21.7%	51	2	3.9%	488	97	19.9%
H 25	420	99	23.6%	50	4	8.0%	470	103	21.9%
H 26	407	112	27.5%	52	5	9.6%	459	117	25.5%
H 27	434	115	26.5%	51	8	15.7%	485	123	25.4%
H 28	424	100	23.6%	51	8	15.7%	475	108	22.7%
H 29	431	111	25.8%	51	8	15.7%	482	119	24.7%
H 30	429	118	27.5%	48	7	14.6%	477	125	26.2%
R 1	398	102	25.6%	65	5	7.7%	463	107	23.1%

女性委員のいる審議会等及び委員会の割合

年度	審議会等			行政委員			合計		
	審議会等の総数	うち女性が いる審議会等 の数	女性委員が いる審議会等 の割合	委員会 の総数	うち女性が いる委員会 の数	女性委員が いる委員会 の割合	審議会等 及び委員会 の総数	うち女性が いる審議会等 及び委員会 の数	女性委員が いる審議会等 及び委員会 の割合
H 18	21	17	81.0%	6	1	16.7%	27	18	66.7%
H 19	27	22	81.5%	6	1	16.7%	33	23	69.7%
H 20	29	22	75.9%	6	1	16.7%	35	23	65.7%
H 21	24	19	79.2%	6	1	16.7%	30	20	66.7%
H 22	24	20	83.3%	6	1	16.7%	30	21	70.0%
H 23	24	20	83.3%	6	1	16.7%	30	21	70.0%
H 24	25	20	80.0%	6	2	33.3%	31	22	71.0%
H 25	24	20	83.3%	6	2	33.3%	30	22	73.3%
H 26	23	20	87.0%	6	2	33.3%	29	22	75.9%
H 27	26	23	88.5%	6	3	50.0%	32	26	81.3%
H 28	25	22	88.0%	6	3	50.0%	31	25	80.6%
H 29	29	27	93.1%	6	3	50.0%	35	30	85.7%
H 30	29	27	93.1%	6	3	50.0%	35	30	85.7%
R 1	26	24	92.3%	6	3	50.0%	32	27	84.4%

* 審議会等とは、地方自治法第 202 条の 3 に規定され、市政推進にあたって特定の内容を、市民や各種団体の意見を反映させるために法律等に基づいて設置されています。

* 行政委員とは、地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会を指し、教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会の割合をまとめています。